



申4号『労使間の取り扱いに関する協約の改定』に関する申し入れ、議事録確認締結のポイント！

ジェイアールバス関東労働組合は「労使間の取り扱いに関する協約」（経営協議会委員及び団体交渉員の削減）について、昨年8月29日の会社からの提案以降およそ2ヶ月に渡り厳しい議論を積み重ね、11月1日の団体交渉において2027年9月末日までの締結（11月5日付）の判断。

締結の前提として

- ①会社が示した提案内容を修正すること。
 - ②これまでの交渉経過を議事録確認で締結して「組合員や家族にとって最も大切な団体交渉」を重視・尊重すること
- 等を団体交渉で確認する。

その後12月27日付で今般の団体交渉の議事録確認を締結した！

「議事録確認のポイント」

- 交渉の回数は減らさない。
- 円滑に濃い議論内容で中身のある議論をやっていく。
- 双方の参加人数4名について、修正提案にて、「ただし、会社側、組合側があらかじめ合意した場合はこの限りではない」こと。
- 労使間の取扱いに関する協約と労働条件に関する協約の改訂を伴う各種施策の実施の際には、信義誠実の原則に則り早期に提案すると同時に前広に周知し、議論していく。

労働協約・協定は労働組合の生命線！
全組合員でたたかひの大切さと成果から学び
“2025JTSU春闘”に集中しよう！